

一人ひとりが輝くまち ⑭

2003~2012
国連識字の10年

みよての人々に教育を

人権教育の取り組み いじめの解消

自分の人権を自覚しお互いの人権を認め合うことが大切です

いじめを苦にして子どもたちが自殺する痛ましい事件が起きています。いじめは生命を奪うことにつながり、絶対に許すことのできない重大な人権侵害です。

学校では、道徳の時間や福祉体験、職場体験、地域の人のふれあい行事などさまざまな教育活動を通して、子どもたちが豊かな人間性や社会性を育み、他者への配慮が自然に態度や行動に現れてくるような人権感覚を身につけられるように取り組んでいます。

市内の中学生がいじめについて学習したとき、次のように作文に書いています。

いじめられたことはないけど、いじめられている人を見たことはあります。自分がいじめられないようにすることが頭の中にあつて、その人を助けてあげることができませんでした。「他人より自分」

という思いが心の中にあつて、何かしてあげようと思つけど、行動に移すことができませんでした。……(中略)……
これから先、いつ自分や友だちがいじめにあつかもされない。その時、以前の自分と同じことだけはしないと決意しました。

いじめには、加害者と被害者だけでなく、いじめを見てはやしたてる人、自分に被害が及ばないように見て見ぬふりをする人などがいます。いじめをなくすためには、自分を大切にするだけでなく、いじめを受ける人の心の痛みに気づき、他者の大切さを認めることが重要です。

いじめは子どもたちだけの問題ではありません。お互いの人権を認め合い、みんながいいきと活動できるいじめのない学校や社会の実現をめざしましょう。

(人権啓発広報編集委員会)

人権標語

(小学4年生の作品)

けせないよ！ 一度言った その言葉



消費生活相談

布団のアフターサービス
だと思つたら、高額な布
団の契約だった

相談内容

「以前購入された羽毛布団のアフターサービスで無料点検しています」と電話があり、3日前に業者が家に来た。家の布団を見せると、「このまま使用すると健康に良くない。今なら当社の布団をサービス価格で販売する」と言われた。不安になって業者に言われるまま20万円相当の布団を購入したが、高かったため後悔している。

アドバイス

これは、昔からある布団の点検商法の一つと考えられます。今回の手口では、訪問前に電話連絡し「布団を購入した業者のアフターサービス(または、クリーニングなど)で点検無料」と語って消費者

を勘違いさせており、販売目的を隠しています。

こうした業者をいったん、家上げてしまうと、「布団がダニだらけ」とか「病気になる」などと不安をあおられ、高額な布団や「綿の打ち直し」など、業者のペースで契約させられてしまいます。相談者には、書面でクリーニング・オフするよう助言しました。

業者を簡単に家の中に入れないこと、訪問を受ける際には必ず要件と目的を確認すること、自分に必要ない場合はきっぱり断ることなど、十分に用心してください。

消費生活相談室

☎0848676410

とき 5日(月)・6日(火)
を除く月・金曜日
10時~12時、13時~
16時
ところ 市役所本庁(5階)

今月の消費生活巡回相談

9日(金) 14時~16時
本郷支所
16日(金) 14時~16時
久井保健福祉センター
23日(金) 10時~12時
大和人権文化センター

問い合わせ先 商工振興課

☎0848676072 FAX 0848641003